

意見公募の実施概要

名 称	(仮称)紫波町議会議員及び紫波町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(案)
概 要	公職選挙法の一部を改正する法律が、令和2年6月12日に公布され、町村の選挙における立候補に係る環境改善のため、次の事項について条例による選挙公営の対象とすることが可能となりました。 1 選挙運動用自動車の使用 2 選挙運動用ビラの作成 3 選挙運動用ポスターの作成 立候補しようとする人の負担を減らすこと、また、資産の多少にかかわらず選挙運動の機会を持てるようにするための公営制度となっており、政令に定める金額の範囲内で公費負担できることが各選挙における立候補者間の公平につながると考えられることから、法改正の趣旨に鑑み、町が執行する各選挙における選挙運動の公営に関する条例を制定し、一定の金額を限度として公費負担ができるようにするものです。 この公費負担は、限度額が定額で支払われるのではなく、限度額の範囲内で実際に要した費用のみ公費から支払われることになります。 ただし、供託物没収点(町議会議員:有効投票総数を議員定数(18人)で除した数の10分の1、町長:有効投票総数の10分の1)に達する得票を得られない場合、公費負担を受けることができず、かかった費用全額が候補者の自己負担となります。 また、費用は候補者に支払われるのではなく、あらかじめ候補者と契約した業者等を候補者が町選挙管理委員会に届出し、この契約業者等が町へ請求する仕組みとなっています。
閲 覧 書 類	・公職選挙法の一部を改正する法律概要 ・(仮称)紫波町議会議員及び紫波町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(案)
閲 覧 可 能 場 所	■ 町ホームページ ■ ゆいっとサロン ■ 企画課 地域開発室 ■ 地区公民館 ■ 紫波町図書館 ■ 選挙管理委員会(担当課)
意 見 公 募 期 間	令和2年12月9日(水)～令和3年1月8日(金)
意見の提出方法	ご意見は、以下の方法でご提出ください。 ・様式は自由、ご住所、お名前は必ずお書きください。 ・町外の方は、在勤、在学など町との関わりをお書きください。 ■ 書面の持参 ■ 郵送 ■ ファクシミリ ■ 電子メール
意 見 の 提 出 先	紫波町選挙管理委員会 〒028-3392 紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1 (紫波町役場 2階 総務課内) TEL 019-672-2111(代表) 内線2341 FAX 019-672-2311 e-mail senkan@town.shiwa.iwate.jp